

平成 18 年度 第 5 回 芦屋市市民参画・協働推進委員会 会議要旨

日時	平成 18 年 9 月 19 日 (水) 15:00~17:00
場所	芦屋市役所 北館 2 階 教育委員会室
出席者	委員長 今川 晃 副委員長 外園 一人 委員 上野 義治・江崎 由佳・海士 美雪・加藤 純子・ 国枝 哲男・久保田 靖子・東川 美枝子・藤野 春樹・ 細谷 豊司  事務局 駕海参事・大橋市民参画課長・福島市民参画課主査
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0 人

1 議題

- (1) 事務局からの資料説明  
(2) (仮称) 市民参画及び協働推進に関する条例 (素案) について

2 審議内容

(委員長)

最初に、市からひとまず説明をいただいてから議論していきたいと思う。おおよそ本日で、推進委員会として素案を承認していただくという形で終わればと考えている。ただ、この推進委員会で承認したとしても、その後にパブリックコメントなどがあるので、まだ広く市民と議論はさらに繰り広げられると思う。

(資料確認、事務局より日程及び「新旧対照表」に沿って説明)

(委員長)

8 月 9 日案と 9 月 19 日案を説明していただいたが、今の説明について質問等はないか。それでは 9 月 19 日案を前提にして意見交換をしていきたいが、何か意見のある委員はいないか。表現的には非常に丁寧に分かりやすい表現になったと思う。(委員より意見なし)

それでは 9 月 19 日案を推進委員会が承認したということでお認めいただいてよいか。

(委員承認)

(事務局)

1 つだけ気になっているところがある。新旧対照表の 6 ページで、従来は 15 条の第 1 項と第 2 項があったところを 15 条と 16 条に分けているが、そのなかの 15 条の最後のところ

が「運営については、市民と市が協働であたるものとする」となっている。当初の何年間かはこういうかたちは必要かと思っているが、目指すところはやはり市民が独立して運営していただくことだと思っている。当然、市は支援はしなければいけないが、「市民と市が協働であたる」となると、将来もずっとこのようなかたちになるおそれがあるので、ここは改めたいと思うが、いかがか。

(委員長)

ただ、「協働」という表現をそのまま使っても、別途解説をつけるのであればその解説でカバーできると思う。場所の提供及びさまざまな後方支援ということも1つの協働のスタイルと考えられる。

(副委員長)

事務局が心配する点も分かるが、5年すれば見直すという要綱もあった。心配があるのなら「当初は、市民と市が協働であたるものとする」としておけば、始め何年間か、4年という意見も今まで出たし、5年という見直し案も今出ているので、そこで切り替えるという読みができる。

(事務局)

ただ、条例で規定する場合、そういう「当初」や「当面の間」といった用語はなじまない。そういう表現では説明がしにくいと思っているので、ここは除きたい。

(委員長)

具体的にはどう変えたいのか。

(事務局)

「運営については、市民と市が協働であたるものとする」を削除し、「協働の拠点を設置するものとする」というだけにとどめておきたいと思っている。

(副委員長)

あとの「運営」のところの文言は全部削るということか。しかし、ここは大事なところだ。何のために設置するかといえば、運営して目的に近づくためにするのだ。作るというだけでは意味が三分の一になる。

(事務局)

当然、市は運営に関わるし、市民と市が協働ということは当然のことだと思う。ただ、協働の拠点のところだけあまり強調されすぎると、少ししんどいかと思う。

(副委員長)

やはりすこしひっかかる。条文になじまないからというが、条文のために条例を作っているわけではない。協働を積極的に推進するため、しやすいために拠点を作るのである。もう少しいい表現はないか。

(委員)

いずれは参画センターの運営規定を作るのか。

(事務局)

まだ何とも言えない。一般に、市民が誰でも利用できる施設を「公の施設」と呼んでいる。つまり、市民センターや体育館等と同じような施設になると思うので、きちんとした場所を固定するとなると「設置及び管理条例」というものが将来的には必要かと思う。当面場所が固定ではないのであれば条例は作らないというのが今までの芦屋市のやり方だ。たとえば大原町の女性センターは、まだあの場所で固定するのかがはっきりしていないので条例を設けていない。

(副委員長)

今まで市が主体となってやっていた事業活動に市民が積極的に参画して協働でやろうと、そしていずれは市民が中心になってその活動を推進していこうという趣旨では変わらないと思う。そういう流れに持っていくときに、はじめから市民や関係団体でやっていきなさいと言ってしまうと確実につまづくだろう。市民にはまだそこまでの力がない。だから行政で4年なり5年——命令や監督はしてほしくないが——指導や助言を積極的にお願したい。そのために中核になる人が参画センターに来て仕事をしてほしい、という主張を私はしてきたが。

(事務局)

それは推進委員会でもそうだし、アドバイザー会議でも市長・助役が出席しているなかでもそういった意見は充分承っているが、この条例のなかにこの文言を入れておき、5年先に自立をしたからそこだけをとるということにはなかなかならないと思う。

(副委員長)

だとすれば、私が申し上げたことを市長・助役を含めて大体了解しているのか。

(事務局)

まだ最終の確認はとれていない。来年度の予算がまだ審議されていないので。先日も「ノー」ではなかったと思っている。

(副委員長)

その流れを上手に含んだ表現の仕方を考えられないか。とるだけではいけないと思っている。

(委員)

とるだけではいけないと思う。「運営については市の協力を得て、市民が」とか、「市の協力」という意味を残していただいたほうがいいと思う。

(委員)

例えばもう少し軽く「運営については市民が中心となって行い、それを市が支援する」

という表現にしてはどうか。市は全然しないのではなく、支援をするということを述べておく。支援の仕方をはっきり出しておかなければいけない。そういう「仕方」を、表現をきれいに残しておいたほうがいい。5年で果たして本当に市民にできるかという不安がある。「市民が中心になるが、市はいますよ」ということの意味を。市が中心ではないということを表現して。

(事務局)

委員のおっしゃった趣旨で16条があると思っている。だからとくに15条の「その運営については」というところが不要ではないかと。

(委員長)

協働にはいろいろなパターンがある。例えば将来的には市民がルールを作って自主的に運営するにしろ、市が場所を提供しているとか、広報で後方支援するとか、それも1つの役割分担の協働関係と捉えれば、私は別にこのままの表現でよいと思う。ただ解説などをつけるときにきちんとその旨を記載しておけば、それで皆で共有できるのではないかと。

(委員)

外から見たときに評価されるのが、官設民営なのか官設官営なのか民設民営なのかということだ。我々が全国にある施設の一覧を作るときも、官設民営なのか何なのかということとを区分する。それがある程度この拠点がどうなのかということがわかる表現があるほうがいい。

(事務局)

今までずっと論議していただいた結果としての共通認識は、将来の姿としては官設民営でということだ。ならばやはりこの表現はいらんではないか。将来の姿で言えば、市が建物と土地を提供する、あとは実質的に運営してくれ、しかし当面、3年なり5年なりは市も一緒に協力してやっていく。そういうことだと思いが。

(委員長)

それも1つの協働のかたちだと捉えるかどうかだ。民設民営ならばいらんないが、官設民営である限りは、施設について市が責任があるということだ。その限りにおける協働関係。市が基盤を支える、なかの運営は自主的にやってくれというやりかただ。

(副委員長)

このままではなじまないということに対して、もう1つ理解できない。このままで行って、できるだけ早い時点、できれば4年くらいで自分たちだけの運営ができるようになれば、建物や土地は市が提供し続けてもらうことにしても、中核になって指導・助言いただく人は退いていい状態になるかも知れない。しかし、始めからそれは非常に危険だ。

(事務局)

はじめから市民が運営することは無理だと思っているが、この条文ではずっと市が協働に関わっていくという、そういう条文になってしまうので、そこにこだわっている。

(副委員長)

附則のところに書けないか。

(事務局)

条例ではそのようなのはちょっと。今回初めて設置をするセンターなので。それに「当面は」等の附則を加えることは、こういう法令ではなじまないと思う。

(副委員長)

市が積極的に協働の姿勢を示していないということのほうが問題だと思う。方向はだいたい了解していただいている。これでスタートして、だんだん市の負担、予算やモノが重くなるのならば方向が逆だが、団体が成長すれば外せるわけだ。

(事務局)

このままだと、例えば5年経って、独立しているからこの条文を外すというほうがしんどいと思っている。

(副委員長)

市の負担が大きくなるのならば議会も反対するだろうし、する気持ちも理由も分かるが、軽くなるわけだ。市民の協力の度合いが増してきて、自分たちの団体は自分たちで運営できるところまで成長してきたというわけだから。

(事務局)

議会のことを考えると非常にしんどいのは確かだ。

(委員)

市が退きたいという気持ちは分かるが、市は入っていたほうが良いと思う。

今、市議会議員を減らすという1万人署名活動がある。それが本当に動き出している。とにかく自分たちで芦屋市を変えようと動いている。市はこういうことを全然知らないところでやってほしいとは思わないだろう。少しずつでも話してもらったほうが市としてはいいのではないか。市としてもこういう理由があるなどと言う場所があったほうがいいのかと思う。

(委員)

センターを運営するのは運営会議だと思うが、そこに市の職員が入る場合の関わり方はそのときそのときで大分変わってくると思う。委員長がおっしゃるように協働のスタイルというのはいろいろあると思う。運営会議に入っているだけでも協働のスタイルになるし。運営会議でメンバーとして市が入るとしても、運営会議で決めていくという文言はだめなのか。

(委員)

参画センターの運営の議論を、性格上この委員会がすべきなのかどうかもよくわから

ない。しかしアバウトなイメージだけは、前々回からずっと議論している。行政側は、市議会にかけるときのための条例の基本的な体裁や組み立て等の問題のために発言されていると思う。私はそういうことのために19条があると考えている。これは補則を何か作らないと動かない。そこに行政がきちんと関わりながら進めるということがあれば、繋がっていく。それを15条に入れてしまうと、確かに見直していても簡単にはいかないかもしれない。

(委員)

市の「役割分担」という言葉がここに入れば少しやわらかくなる。もう少しやわらかい言い方があればいいと思う。役割分担はその年度年度で変わっていくと思うので。

(委員)

協働で条例を作ったまに協働でやっていこうというときに、官設民営で最終章は民がやるのだからという逃げるかたちでこれをやるよりも、市がお金を出さなければならないという話でもないし、場の提供あるいは情報の提供などいろいろなかたちの協働があるのだから、市民と市が新しい協働を目指して運営するという、例えばそのような言葉が必要だ。これから芦屋らしい協働がある。今までの官設民営はいかにも官からお金をという感じだったが、これからの協働はその場その場に応じて、時代に応じていろいろな協働があるというほうが、あえてこれをとってしまうよりもよいかたちになるという気がする。とすることはあまり賛成ではない。

(副委員長)

それを入れておくのが、むしろ歯止めだと思う。なぜかという、先ほどおっしゃったように、議員を15名に減らす、職員の数も減らせ、借金も減らせというのが今の市民の気持ちで、活動の流れではないか。あれもこれも減らせといっているところに、なぜ新しく参画協働センターを作るのかという質問が議会から出てきても全然おかしくない。それを説得するための理由や条件を我々はここでしっかりと考えておかねばならないと思う。「当初」という言葉がなじまないとすれば、余計に市と市民が協働でスタートするのだということは大事な文言として残しておかねばならない。これをとってしまったら、この条例の骨抜きだと思う。

(委員長)

今、委員がおっしゃったように「市民と市が新しい協働を目指して運営にあたる」というのが非常にいい表現だと思う。「新しい協働」というのがわけが分からないというのであれば、市民としてこれから議論しなければならない。

(委員)

第15条は「市は」という主語ではじまっている。そうすると次の市民活動の支援となった場合、「設置する」で切ってしまった場合、その次は市はそれを支援する。そうすると誰が運営するのかということが、何も書いてない、なくなってしまう。ハコはあってもじゃあ誰がするのかとなってしまう。「運営について」というのはここで初めて出てくる言葉だ。それまでは運営については一言もない。単純に考えれば協働というのは、市民がやるから市はハコまで作って支援する。単純に考えれば、では運営を誰がやるのかとそこへ行って

しまうと思う。わざわざ 16 条を分けるからややこしいのではないか。新しい協働をして支援すると括ってしまえばいいのではないか。

(委員)

16 条の市民公益活動を行政が支援するという大きな概念と、センターの運営に関わっていくということとは、必ずしも一緒ではないと思う。その一部かも知れないが。

(委員)

センターは一部であって、16 条は全体だ。いずれにしても抜くのは反対だ。新しい協働なのだから。

(委員長)

9 月 11 日に推進本部で検討して、その結果を受けて本日出されたと思うが、推進本部ではそのような議論はなかったのか。

(事務局)

15 条の部分は前回も論議になった。具体的な市の責務として市民公益活動支援を入れていくべきではないかと。これについては委員長から公益活動についての支援というのはこれはどうしても次につながる部分として、条例としてセットになるものとして参画条例と公益支援条例をセットにしなければならないという意見もあったが、まだ参画条例ができてない段階ではそこまで設定できませんとなった。市民公益活動に対する支援を別項でという意見があるなかでも、それを市の責務のなかであげるという意見と、後ろの部分で、と 2 つの意見があったかと思う。市民の責務、市の責務はある程度対になっているので、こちらに入れるのは難しい部分があるということで、事務局としては拠点の整備と併せて、分けて表現させていただいているというのが今回の趣旨だ。

(委員)

分けると強調されてしまうので、ちがうかたちのほうがいいのではないか。

(委員)

我々はこのに入って議論しているので、いろいろな状況は分かっている。ところがこの条例ができて、市民がここをどう読むか。「運営については」ということをわざわざ入れたということ、市民の主体性から考えたらどう見ていくのか。そこまで行政が一緒に入ってくるのかという見方はないのか。

(委員長)

そういういろいろな議論があるので、委員が提案されたように「新しい協働を目指して運営にあたる」という表現が適切なのではないかと思うが。

(委員)

市民の責務のなかに「市政への積極的な協働に努めなければならない」というところがあるが、ということは協働というのは何も市からしてもらっているだけではなく、市民も

何か与えている，対等なはずだ。かたちは違うが。両者が提供しているという意味での協働で，何でも市にしてもらおうという協働ではない。それがおっしゃった「新しい協働」かと思う。

（委員）

拠点は市が提供してくれるものだと思っている。それを市民が利用して市民それぞれいろいろな人がいろいろなものを作りあげていく。それを背後から援助して，最初のうちは市の援助のほうが多いかもしれないが，それがいわゆる協働という言葉になるものと私は理解している。

（事務局）

世の中に地区センターや公民館などいろいろな呼び名の施設がある。その場合に，ほとんどの市民や一般常識としては，設置したあと市が面倒を見てくれると見てきたし，実際にこれまでそのように運営されてきた。なので，ここにあって「その運営については市民と市が協働であるものとする」というのは，市民側にとってのとりかたとしては，やはり市民も一緒にやらなければいけないというような印象をむしろ与えて，事務局が懸念するのはむしろ逆の印象を条例の精神としては与えるのではないか。

（委員）

三田市がまちづくり支援課でまちづくり支援センターを設置して1年が経って，行って驚くことはものすごく立派なセンターを作っている。そこに三田市から36人も入っている。冗談ではない。全然市民力も育ってなくて，器ばかりの設置をして何も市民的な活動をしていないという実態が分かった。だから設置するだけで終われば芦屋市も同じような間違いが起こる。市民が参画してソフトウェアは市民が作るのだということを条例できちんと謳いこまなければ。設置する，あとは好きにやれというのでは同じ失敗をすると思う。事務局がおっしゃったように，市民が入って市と協働していくのだということを堂々と条文に入れていく。そうしなければならぬと思う。

（委員）

正直言って，事務局のおっしゃることはよく分からない。この条文はとていい条文だと私は思っている。先ほど委員長がおっしゃったように協働の割合がどうなのかという問題はあるべきだが，これがもうそういうことを附則で書くわけにはいかない。この条文があるから動く。この条文はこのままでやってほしい。一切触らないで。事務局には申し訳ないが，ここは上手にくりぬけてほしい。それが事務局の責務だ。

（副委員長）

時代の流れもあって，今まで市がやってきたことについて，市民ももっと協力をしろとなってきた。我々市民側に立っているこの委員の面々も，そうです，そうさせてもらいます，力も活動も提供しますと思っている。ただ，我々市民だけでは当初から運営をしていくことは難しいと思うから，ハコものだけでなく市の力も貸してほしいと，指導・助言をお願いします。そのために人もお願いするということろまで言っているわけだ。こんな協力の姿勢をぶち壊すようなことを言うてはいけない。



(委員)

言葉の問題で「市民と市が」を「市民が市と」と、「が」と「と」を入れ替えると、事務局が懸念していることが少しは解消されるのではないか。市民が中心となってやっていくという。「と」と「が」の違いで大分、文章が違ってくる。

(副委員長)

先ほどから委員がおっしゃっている表現が一番いいと思う。ここの文言を抜いてはいけない。

(事務局)

一応、私の意見は申し上げたが、ほとんどの委員方がそういう意見なので、それは充分尊重させていただく。もちろんここの推進委員会の意見としてはそうなったということなので、それ以上、私が申し上げることはない。

(委員長)

一応、本日で承認いただいたというかたちにしたいので、表現としてこのままでいいのか、それとも「新しい協働」ということが出たが「市民と市が新しい協働を目指して運営にあたる」という表現にするか。

(委員)

「新しい」という表現は必要か。「新しい協働」という言葉があるのか。

(委員長)

「新しい協働」という言葉の定義はないが、これから構築していくという意味を込めて。芦屋らしいものを作るという意味を込めて。

(委員)

条例で「新しい」という言葉がいいかどうか。普通の文章ではいいだろうが。

(委員)

なじまないかも知れない。

(委員長)

「新しい公共」などと入れる条例が出てきた。概念としては不明確であるが、作り上げていくという意味を込めてということで。現在の表現でもよいが。

(副委員長)

委員方の意向というものもだいたい掴めたわけだから、具体的な文言の表現については、「お任せします」としたらどうか。

(委員長)

それはまずい。この場で今、承認を得なければならない

(事務局)

今のところ、「設置し、市民が市の協力を得て、新しい協働を目指して運営するものとする」でよいか。今までではなく、芦屋として協働のスタイルがある。それに向ってという。

(委員長)

事務局から提案いただいたような表現でよいか。

(委員承認)

(委員長)

委員などの提案を受けて、事務局から出していただき、承認をいただいた。

(事務局)

3 ページ、第 7 条、文章的なことだが、「(5)前各号に掲げるもののほか、協議会・公聴会等の市長が適当であると認める手法」のこのフレーズだが、「市長が適当と認める」の後ろに置かなければ。間違いではないが、このままだと「協議会・公聴会等」が「市長」にかかってしまう。「市長が適当であると認める」「協議会・公聴会等」の手法のほうがいいのではないかというのが第 1 点だ。

それからもう一つ、第 4 条 2 項「市民は、市民全体の公共の利益を図ることを基本として、市政への積極的な協働に努めなければならない」のところで、このときの「市政への」というのは何か変ではないか。「協働」という定義が第 2 条になされていて、ことさらに市民と市が協働するのが、共に対等の立場で一緒にやるのが協働だから、「積極的」は置いてもいいとしても「市政への」は不用だと思う。「積極的な協働」だけでいいのではないか。これだと全て「市政」「施策」等、頭につけなければならないことになってしまう。

(委員長)

入れ替えてよいか。「市長が適当であると認める協議会・公聴会等の手法」

(委員承認)

(委員長)

次に 4 条第 2 項について、前に協働の定義があるので「市政への」を削除すると解釈の混乱を招かない。これも「市政への」を削除するということでよいか。

(委員承認)

(委員長)

その他よろしいか。それでは前文はまだ内容は議論していないが、前文を除いてこの第 1 条から附則について、今修正した案で承認いただいたということによいか。

(委員承認)

(委員長)

次に前文についてだが、前文についてはいろいろな提案をいただいている。これはまとめるのが非常に難しいが、提案していただいた委員に提案の趣旨を説明していただき、あとのこの部分はその趣旨に基づいて事務局にまとめていただくということによいか。

(委員承認)

(委員長)

せっかく提案していただいたので、提案の趣旨，ポイントを説明願いたい。まず委員から。

(委員)

私のメモは下のほうに考え方と構成というところがある。これを大きく2つにしている。前文をしたためるときには、どのような背景か、あるいはその前文の目的・趣旨というものがあらわれて、何を条文で制定しようとしているかということが出てくるほうがよい。ところがそこに拘束性というか、条文と同じように市民から見て、行政に対してこれが守られていないといった問題に発展する場合もあるので、それはそうではない、あくまでも本文1条以下の条文を解釈して運用していく上での基準であるということが必要ではないかと思うが、そういうことをこの前文のなかで書くわけにはいかないの、それがにじむような表現の仕方が必要ではないか。5つをあげたのは、1と2は先ほどの背景や目的や制定の趣旨、このあたりの確認規定だと考えている。市民に対してこの条例はこういうことで作ったということをごまかしてここで謳っておきたい。あとの3つは市と市民が一緒になって宣言をする部分ではないかというふう考えた。3，4，5の表現はまだ練れていない。芦屋市には市民憲章があるので、できるだけそういうものと連動したかたちで表現ができればいいと考えている。以上。

(委員長)

順不同で申し訳ないが、委員。

(委員)

「芦屋市は『歴史と文化に彩られた街として発展してきました。』」を入れてほしい。「しかし阪神・淡路大震災によって多数のかけがえのない人命を失うとともに、洋館などに象徴される美しい街並みの多くが損なわれました。が、その後、市民と行政が一丸となって、震災からの復興を果たしつつあります。」その後の参画と協働のところから、「これまでの歴史に学び、文化を継承しつつ」というところを入れると、とても長い。句読点がないので、そこは市におまかせしてどこかで切っていただければと思う。今までできたものをそれほど大きくひっくり返すつもりはないが、希望としては歴史と文化、文化情勢をそこに少し入れて。やはり芦屋市はこれから先は、阪神・淡路大震災から復興したことも大事だが、かつてあった歴史をもう一度思い返してということを入れてほしいということだ。

(委員長)

では、委員。

(委員)

私のイメージのなかに拠点ができあがっていて、給茶機やコーヒーマーカーなどでお金をもらって、それで運営を少しでも成り立たせていって、それで皆が集まって会議もできて、子どももお年寄りも親も皆が集まれるようなそういう場所。そこから発展させていって、市民が集まってそれで何かができるような、そこから市民が集まって創造していけるような、何かを作っていけるような、そういうものを皆で作りに上げていこうという意味での前文を作ったつもりだ。

(委員長)

グループでA、B、C委員の前文の説明を。

(委員)

この前文はずいぶん前に、3人で考えて作ったものだ。要は、指針の一番はじめの、市長の「はじめに」というところとその次のページの「指針策定の背景」このなかのいろいろな部分を抜書きした。当然、参画協働条例を作る目的、それに至った経緯、そして将来、このような感じで指針を生かしてほしいということをこのなかで謳い込むのに、できるだけ文章的に短くして、このなかに「はじめに」と、まとめられたまちづくりのキーワードをつなぎ合わせたというのが実情だ。あまり上手な文章になっていないと思うが、そこは多分事務局で上手にまとめていただけるだろう、事務局は文章力があるので、あとは事務局が考えるだろうということでお渡しした。キーワードはある程度網羅したつもりだ。

(委員長)

3委員のグループは指針をベースにしてキーワードを入れて文章を作っていたということだ。委員はむしろ、市民の参画する意味を出していきたいということだ。委員は歴史文化のあたりを少し入れてということだ。委員は和やかな雰囲気では皆が集まれるような表現が取り込まれているということだ。そういった点を考慮に入れて、事務局でまとめていただければと思う。前文は非常に重要だが、議論するとなかなかまとまりにくい。従って委員方の思いを込めて、事務局でまとめていただくのがいいと思うがそれでよいか。

(委員承認)

(委員)

文章を切った後に空間を作っていただくほうが、読むほうは楽だ。小さいなかにたくさん入ると、読むほうは読みにくい。一行でも読もうかとなるには、少し間を開けてというのがよい。

(委員長)

今後の予定だが、市民参画センターの大きな方針を承認していただき、詳細については別途、ワーキンググループなりを設けて検討せざるを得ないと思うが、事務局から何か方

針があれば。

(事務局)

この条例に基づいて、拠点として市民参画センターを設置するとすれば、各論的な部分が入ってくる必要があるのではないかと思う。その際、皆さん全員集まっていたいて頻繁に会議を開くのも難しいと思うので、次回に詳細をお知らせしたいと思うが、主に市内で活動されている方を中心にしてワーキンググループやプロジェクトチームのような小さいグループを作っていきたいと思っている。市内で活動されているNPOの団体もあるので、そういうところにも声かけをしながら、皆が使う活動の拠点について考えていきたいと思う。提案については次回、お伝えしたいと思うが、それはかなり回数も詰めてやっていかなければならないというところも出てくると思うので、またそのときお話をさせていただきたいと思うが、よろしくお願ひしたい。

(事務局より、事業の予定表に沿って今後のスケジュールの説明)

(委員長)

何か他に意見はないか。それではこれで閉会とする。

(次回：10月5日(木) 15:00～17:00 市役所北館2階第3会議室)

(閉会)